

新型コロナウイルス感染症設備整備事業（令和5年度下半期）



- 令和5年10月以降、新型コロナウイルス感染症設備整備事業の制度等が大幅に変更されています。内容をご確認の上、申請をお願いします。
- 現在、申請可能な医療機関は、**①本補助金の交付を受けたことがない病院や外来対応医療機関**及び**②病棟単位から病室単位による対応に伴い必要となる設備を整備する医療機関**のみです。
- 過去に**本補助金の交付を受けたことがある医療機関**については、**申請が可能な時期にご連絡いたします。**

■主な変更点

対象医療機関	<ul style="list-style-type: none">◆ 原則、過去（令和2～4年度、令和5年上半期）に本補助金の交付を受けた医療機関は、個人防護具を除き補助対象外となります（※1、2）。◆ ただし、「入院医療機関等設備整備事業」のうち「病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備」については補助対象となる場合があります（※3）。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>※1 過去に補助金を活用していた医療機関が補助金の交付を受けた場合は返還対象となります。このため、補助金申請を行う前に、過去の補助金交付の有無を必ず確認するようお願いします。</p><p>※2 これまでリース等による設備整備を行っている場合においても、過去に補助金を活用したことがある場合、リース費用等も補助対象外となります。</p><p>※3 病棟単位や区画単位で対応してきた医療機関が、病室単位によるゾーニングに切り替えることに伴って新規に必要となる設備を想定（例：HEPAフィルター付きパーテーション等）。なお、補助金申請者は、病棟の図面等により、新規に必要となる設備の場所や種類、設備整備前後の状況などについて、交付申請前に説明を行う必要があります。</p></div>
個人防護具	<ul style="list-style-type: none">◆ 過去に本補助金の交付を受けた医療機関を対象とした「個人防護具」については、令和5年10月以降に購入し、対象期間内に使用されたものが補助対象です（※4）。◆ 過去に本補助金の交付を受けた医療機関については「段階」を発出する際にご連絡いたします。◆ 補助対象の個人防護具はマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>※4 対象期間は、厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」で規定する「対象期間」を指し、山梨県が段階Ⅰから段階Ⅲを発出している期間となります。</p></div>
消毒費用	<ul style="list-style-type: none">◆ 消毒費用については補助対象外です。